

霧島市建築物耐震改修促進計画の改定について

令和元年7月改定

1 計画の概要

(1) 改定の理由

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定している「霧島市建築物耐震改修促進計画（平成21年6月策定）」の計画期間を延長
- ・ 平成25年の同法改正、東日本大震災や熊本地震等の被災状況を踏まえた見直しを行い、建築物の耐震化を一層促進

(2) 計画期間 令和元年度～令和7年度

(3) 対象建築物 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物



(熊本地震の被害状況)

2 耐震化の現状と目標

区分	現状	目標
① 住宅 (耐震性を有する住宅の比率)	(平成25年) 77%	(令和7年) 概ね解消
② 多数の者が利用する建築物 (耐震化率)	(平成25年) 90%	(令和2年) 95%

3 取組方針

- ・ 市民の耐震に対する意識を啓発するとともに、建築物の所有者等が自主的かつ主体的に取り組むことを基本
- ・ 所有者等の取組を支援する観点から、建築物の耐震化の促進を図るための施策を展開

4 主な施策

(1) 耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備

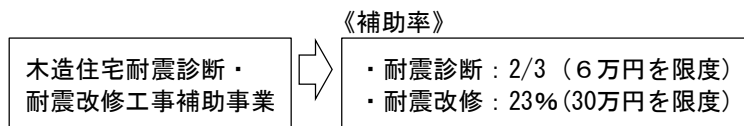
- ・ 個別訪問等による直接的に耐震化の必要性を周知
- ・ 相談窓口の設置や、県・建築関係団体等と連携しつつ、各種イベントの機会を活用し、耐震化に関する情報提供等を行い、啓発や知識の普及を実施



(防災フェスタの状況)

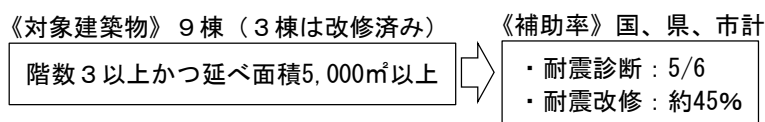
(2) 木造住宅の耐震化への支援

- ・ 市民が行う木造住宅に係る耐震診断及び耐震改修工事の取組みを支援



(3) 耐震診断義務付け大規模建築物への支援

- ・ 法律で耐震診断を義務付けられたホテル・旅館などの大規模建築物について、国の補助制度を活用し、耐震改修などの費用を支援



(耐震改修工事の事例)